

紀 要

第 7 号

目 次

二つの前方後円墳	(細川修平)...	1
滋賀県出土の埴輪資料集(その4)	(稲垣正宏)...	27
近江へのアプローチ・その1		43
1. 高島郡の地形と条里	(神保忠宏)...	44
2. 高島郡における遺跡の動態 —今津町周辺をフィールドに—	(畑中英二)...	50
3. 高島郡の古代寺院	(重岡卓)...	57
4. 高島郡の鉄生産とその周辺	(大道和人)...	61
5. 高島郡の古代北陸道	(内田保之)...	66
6. 高島郡にみる古代国家	(細川修平)...	71
南北方位建物についての研究ノート	(田井中洋介)...	77
近江京域論の再検討・予察—7世紀における近江南部地域の諸相—	(相原嘉之)...	83
滋賀県における古代の土器様相・その1		
—湖南地域における無台杯身・かえり付き蓋の変遷を中心に—	(畑中英二)...	104
江州農具雑想ノート	(上垣幸徳)...	126
滋賀県甲賀郡土山町における蔵王産花崗岩製中世石造美術の分布		
—土山町石造美術石材分布調査概要—	(兼康保明)...	131
滋賀県内出土漆製品集成—後編—	(中川正人)...	145

1994. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

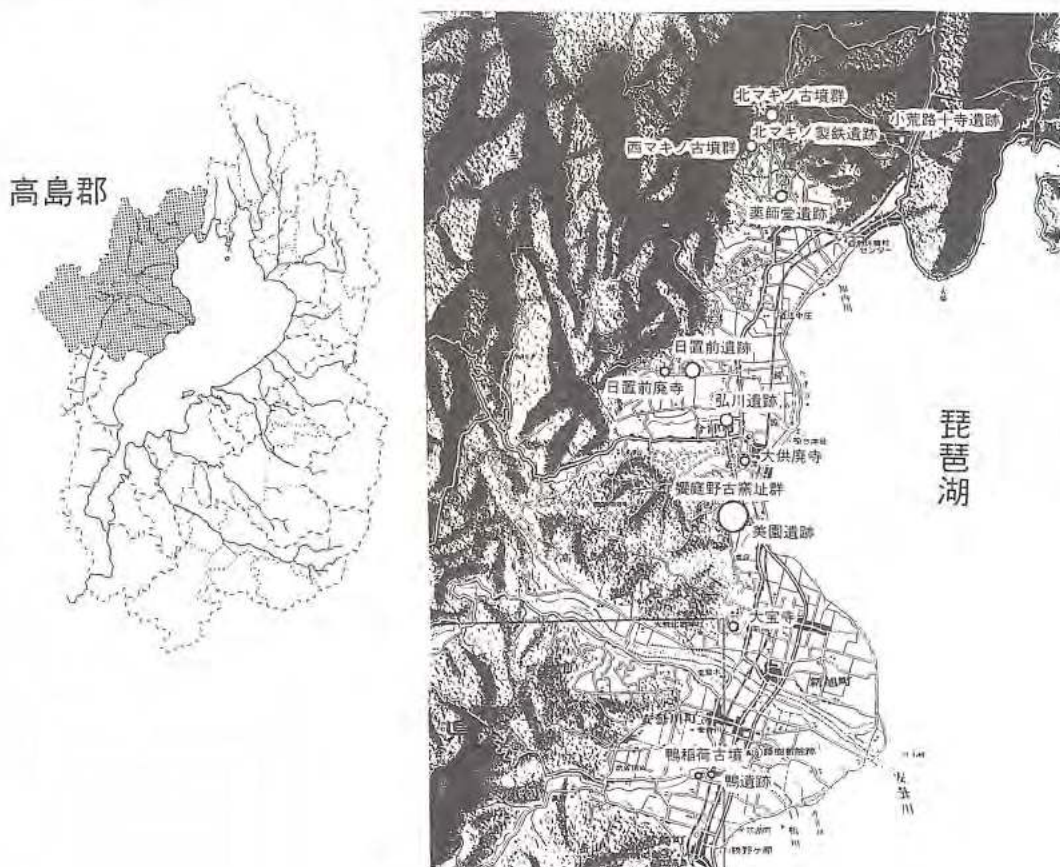
近江へのアプローチ・その1

はじめに

近年、発掘調査によってもたらさせる資料数は極めて膨大で、個々の資料そのものが持つ問題点も多岐にわたり枚挙に暇がない。考古資料を中心に用いた一地域史の叙述は極めて困難な作業であるといえる。小稿は「近江」を中心とする地域研究という日暮れて道遠いこの作業を、財団法人滋賀県文化財保護協会の有志による共同研究を行い、少しでも前進させようという試みである。

今回は、滋賀県北西部に位置する高島郡の地域史について、古代を中心とする時代の地形と条里、古代道の復元、遺跡の立地の特性、瓦の動向、手工業生産(鉄生産)、古墳時代から古代にかけての国家との関わりについてふれることとした。

これらのアプローチで全ての問題についてふれているとはいえないが、地域研究の一助となることを願うものである。また、個々の論考については諸兄姉からの御教示、御批判を賜りたい。



今回ふれる主な遺跡

1. 高島郡の地形と条里

神保忠宏

滋賀県の平地部には、おおそ郡を単位として条里地割が施行されており、高島郡においても一般にN16°Eと北を向く地割が圃場整備前まで残っていた。この高島郡条里に関する既往の研究は、古くは『高島郡誌』の「条里推測図」⁽¹⁾に始まり、福田徹による安曇川デルタの条里地割の考察や⁽²⁾高橋誠一のマキノ町における条里型地割の実測と考察⁽³⁾、そして清水尚の安曇川左岸における条里地割の検討⁽⁴⁾などがあり、多くの成果を挙げている。しかし、マキノ町の条里調査を除いていずれも安曇川デルタの条里検討がほとんどで、高島郡全体の条里地割についてはわずかに服部昌之の「滋賀県条里遺構分布図」⁽⁵⁾があるにすぎない。そこで筆者は、高島郡の条里、特に地割の方位についての確認と検討をおこなった。ただし、「滋賀県条里遺構図」に図示されている、マキノ町北部の条里呼称・坪並共に不明な条里地割については除外している。

1. 高島郡の地形と条里の概要

高島郡の地形は、山地が迫り平野部に乏しい湖西地域においては例外的に比較的大きな平地を有する点が特徴といえるだろう⁽⁶⁾。その地形を平地部に主眼をおいて概観すると、①安曇川・鴨川下流低地と、②石田川下流低地、そして③百瀬川・知内川によって作られた平地に大別することができる。また高島郡の条里地割も、おおそ前記の平地ごとに異なった方位の地割が施行されていた。まず①には主としてN16°Eの地割が施行されているが、安曇川右岸下流部にはN18°Eの地割が分布しており、左岸の饗庭野台地背域には東西線が南偏する菱形地割が分布していた。また、北部の新旭町日爪・木津地区以北には、地形の制約からおおよそN0°からN6°Eを占める地割が施行されていることから、②の地割と連続性があるものと考えられている。次に②は、ほぼN0°の方位が施行されているが、東西線が南北線に直行しない菱形条里地割も分布していた。また③の地域では、大体N6°Eの地割が施行されていた。この地域は、1986年に滋賀大学地理学研究室によって地籍図調査と地割実測調査が行われて、数詞坪名の確認と、湖南・湖東地域に施行された条里地割に近似した坪辺長を計測する成果を得ている⁽⁷⁾。

2. 施行方位の違いと菱形条里地割

このように高島郡には、一口にいうとN16°Eに近い方位を示す地割と、北に近い方位を示す地割の2種類に大別することができるが、それ以外にも前記の2種と方位の異なる地割や菱形条里地割の存在が少なくないことにも気が付く。この菱形条里地割については、洪水による条里の復興によって生じたずれや条里施行時の測量ミスなどの理由が挙げられているが、いずれにせよまわりに施行されている地割と比較して、方位の異なることが他と区別される点である。そこで高島郡の微地形を検討し、さらに地形図上から条里型地割の坪界線を抽出して地割方位をより詳細に観察してみた。なお地割と微地形の観察には、1967年撮影の空中写真⁽⁸⁾と圃場整備前の2500分の1国土基本図、そして1966年に琵琶湖工事事務所が作成した琵琶湖周辺地形図を使用した。

3. 高島郡条里と微地形の観察

まず高島郡条里を、1章で説明した地形区分に分けて検討する。

① 安曇川・鴨川下流低地 (図1)

この地域の条里型地割を観察すると、安曇川の右岸と左岸そして鴨川左岸において、旧河道による地形の錯乱を顕著に認めることができる。さらにこの錯乱を観察すると、1) 安曇川左岸のように湖岸まで旧河道を確認できる場合と、2) 安曇川および鴨川右岸のように旧河道が途中で消失する場合が存在する。これは福田も指摘するように、河道変遷時期の違いによって生じたものと考えられる。このことは空中写真にあらわれるソイルマークによっても容易に推測することができる(第1図内参照)。空中写真によって確認できる旧河道の痕跡は多数存在するが、錯乱した地割やその付近に顕著である。またこれは1メートル毎の等高線を抽出した微地形図と照合しても、地形に合致していることがわかる。このことは安曇川流路が右岸-左岸へと流路を変更したと考えてよく、安曇川右岸下流部に分布するN18°Eの地割は河道変更後に復興されたといえるだろう。このことは、泰山寺野台地背域に分布するN16°Eの地割と比べて施行時期が新しいと考えることができる。

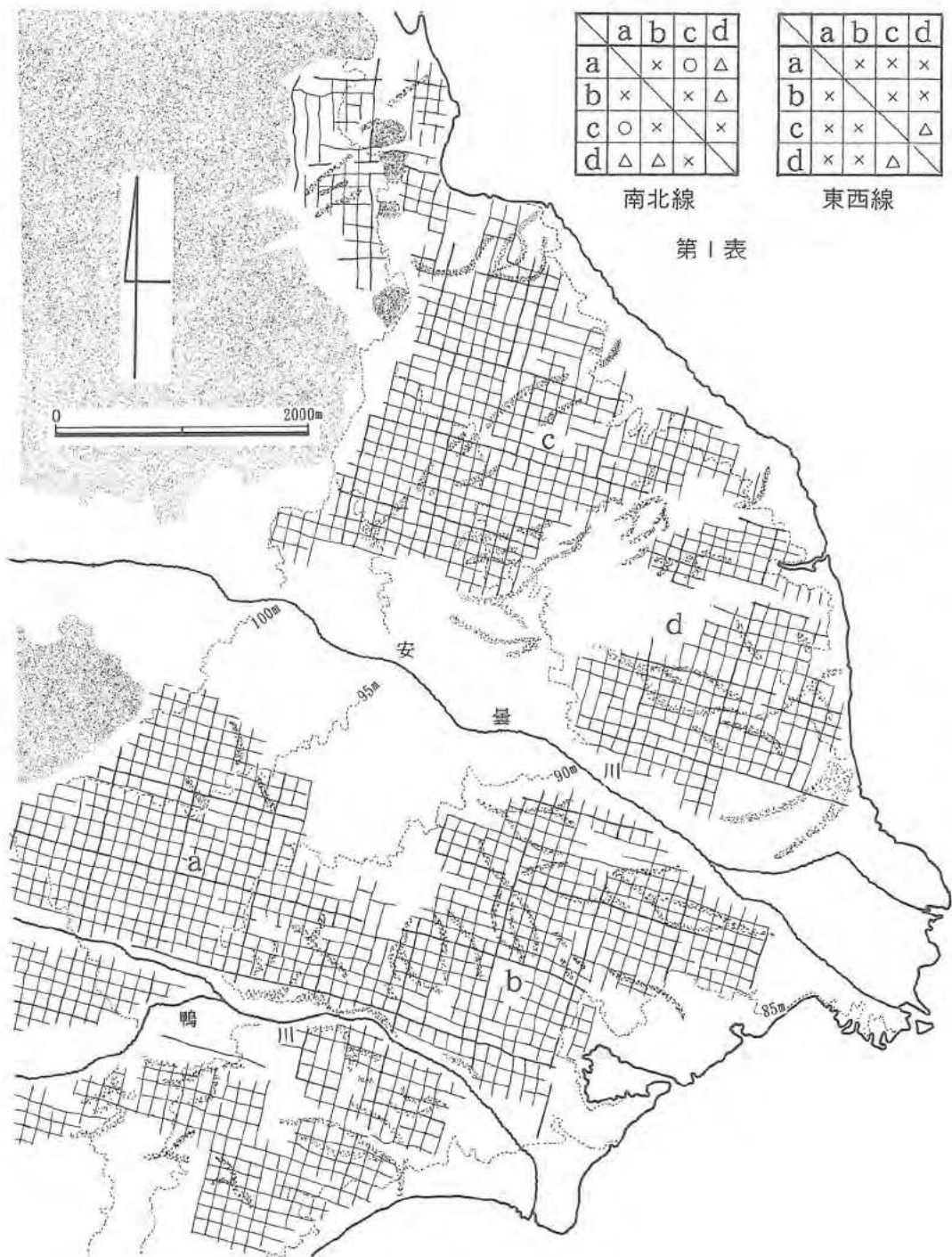
このように地割の方位が微妙に異なる安曇川・鴨川下流低地の条里型地割を、方位の違いと旧河道による地割の分布によってa~dグループに分割し、そして各グループごとに東西・南北地割を重ねあわせて検討した(表1)。重ねあわせは条里の1町方格地割をトレースし、方角を北にそろえて各グループを重ねあわせたとき、各地割の端部が合致して80%以上重複した場合を○、端部のいずれかが1町未満のずれを生じて合致せず重複が80%未満の場合を△、端部のずれが1町以上のものを×と分類した。この表をみると、東西線はcとdを除いていずれも合致していないが、南北線はaとbそしてcとdそれぞれがよく合っていることに気付く。

以上の検討だけで即断することは禁物だが、泰山寺野、饗庭野丘陵の裾に位置するAとCグループ、そして三角州上に位置するbとcグループの2種はそれぞれほぼ南北に同じ方位を示し、東西の方位はほとんど合致しないことが推測できそうである。これは、条里型地割の施行時期、施行単位の違いや、水害による復興など様々な理由が挙げられると思われるが、いずれも南北線に共通点を認めることは注目してよいだろう。

② 石田川下流低地 (図2 南部)

この地域の地形を地形図や空中写真で判読すると、石田川両岸部と河口部に地割の錯乱が、そしてソイルマークから推測できる旧河道が、石田川左岸で認めることができる。条里型地割も石田川旧河道や湖岸部における地割は著しく乱れているものの、全体的にN0°の方位を保っている。そこでこの地域に分布する地割を前節と同様に、a~eのグループに分割して地割の東西・南北方位の揃いを確認した(表2-1)。

すると南北線はdグループを除いてほぼ合致するが、東西線はcとdグループを除いてほとんど方位がそろわない結果を得た。これは石田川下流地域においても安曇川下流地域と同じ結果を得たことになる。特に東西方位はAグループが5°北に振ることに対して、cグループは0°~2°南に振っており完全に方位を異にしている。その中でcとdのみ東西方位が同じことは異



	a	b	c	d
a		x	o	△
b	x		x	△
c	o	x		x
d	△	△	x	

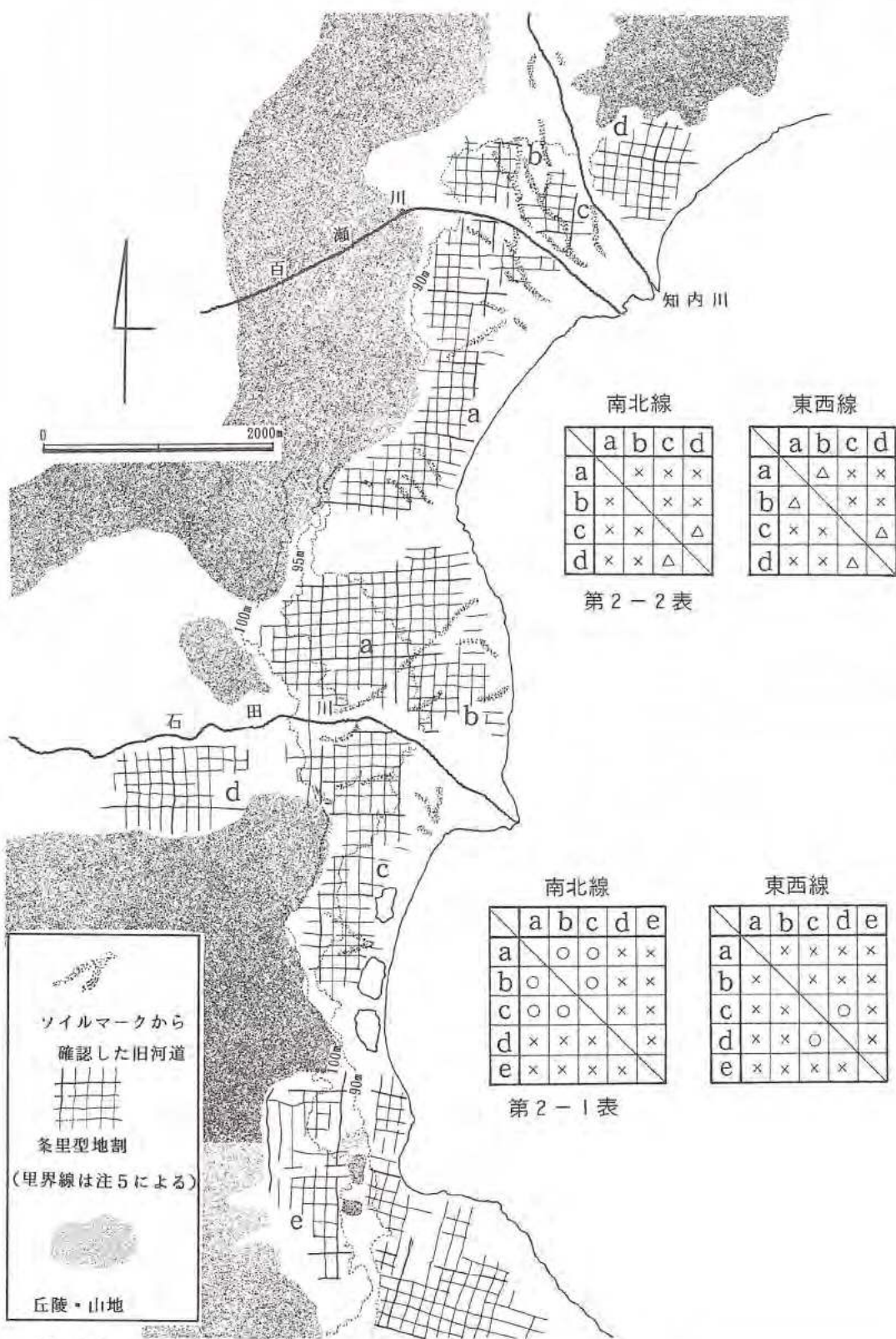
南北線

	a	b	c	d
a		x	x	x
b	x		x	x
c	x	x		△
d	x	x	△	

東西線

第I表

第I図



南北線

	a	b	c	d
a		x	x	x
b	x		x	x
c	x	x		△
d	x	x	△	

東西線

	a	b	c	d
a		△	x	x
b	△		x	x
c	x	x		△
d	x	x	△	

第2-2表

南北線

	a	b	c	d	e
a		○	○	x	x
b	○		○	x	x
c	○	○		x	x
d	x	x	x		x
e	x	x	x	x	

東西線

	a	b	c	d	e
a		x	x	x	x
b	x		x	x	x
c	x	x		○	x
d	x	x	○		x
e	x	x	x	x	

第2-1表

ソイルマークから
確認した旧河道

条里型地割
(里界線は注5による)

丘陵・山地

第2図

様にみえる。このことは次章で改めて検討することにして、いまは事実確認にとどめたい。

③ 百瀬川・知内川下流低地 (図2 北部)

この地域の地形を判読すると、百瀬川および知内川両眼部と湖岸部の地割が乱れており、その間にかろうじて条里型地割が残存しているような状態である。またその地割もマイクロなスケールで見ると坪並みはそろっているが、マクロで見ると①、②と比較して地割の統一性を欠いているように見える。そこで①、②と同様に東西・南北線の方位を確認してみた(表2-2)。結果としては東西線・南北線ともに合致するものはほとんど存在しなかった。残っていた地割が余りに短かったことも原因と思われるが、①、②と異なり三角形の平地に制約されたために地割が歪んだのかもしれない。

4. まとめにかえて

以上高島郡の条里を3ヵ所に分けてその地割の東西線および南北線の揃いを確認してみた。その結果③百瀬川・知内川下流低地、の条里地割を除いて、南北線の方位に共通点を認めることがわかった。また②石田川下流低地においては、東西の里界線(21条)においてもその方位が合致していたことも確認した。その理由を明確にするにはまだ検討が必要だが、その1つとして足利健亮が指摘⁹⁾している、古代官道が条里施行の基準線であったことが挙げられる。高島郡における古代官道についての詳細は内田保之の論考を参照されたいが、古代官道は直線を基準として施行されるので、道を南北線の基準として条里を施行したと考えることができる。また内田の官道推定図をみると、現マキノ町では扇状地上を官道が通るので条里施行の基準線とならず、南部と異なる方位に条里が施行されたと推測することもできる。また、現今津町にあたる21条の東西里界線についても、この線は今津から若狭にぬける官道に位置しており、条里の基準線になった可能性も存在する。ただ以上の推測は地形図と空中写真を用いた作業によって得たものであり、その推測を確認するには、より詳細な調査と資料の増加が必要とされるため、今回は作業で得た結果を指摘するにとどめたい。

註

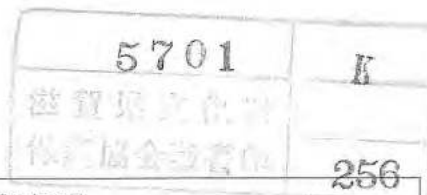
- (1) 高島郡教育会編『高島郡誌』1927年
- (2) 福田徹「安曇川下流域における条里制の復元」(『人文地理』26-3 1974年)
- (3) 高橋誠一「滋賀県における大規模条里周縁部の条里地割二例—マキノ町と日野町の事例—」(『滋賀大学教育学紀要—人文・社会・教育科学』38 1988年)
- (4) 清水尚「建物と条里」(『一般国道161号(高島バイパス)建設に伴う新旭町遺跡発掘調査報告書—針江中遺跡・針江南遺跡—』1991年)
- (5) 『角川日本地名大辞典 25 滋賀県』角川書店 1979年 所収
- (6) 池田碩, 大橋健, 植村善博, 「近江盆地の地形」(『滋賀県の地形』(財)滋賀県自然保護財団 1993年)
- (7) 前掲注(3)
- (8) KK-67-1XのC3A-5~6, C2-4~5, C4A-4~5, C5A-5, C6A-

5, C7A-4~6, C8-4~5を使用した

(9) 足利健亮『日本古代地理研究』大明堂 1985年

編集後記

今年度は雨が多く冷夏であり、どの現場もいたずらに排水作業を繰り返し時間に追われて苦悩の日々を過ごされたことと思います。本紀要も、第7号を迎え、本号には予想を越える14編の論考を掲載することが出来ました。調査に追われながらも、日頃の各自の問題意識と研鑽の結果であるといえるでしょう。本号が「近江」や「文化財」への理解の一助となり、読者の方々からの御指導、御鞭撻が賜れば幸いです。



平成6年3月

紀要 第7号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241